

人事交流を希望する民間企業の公募

防衛省は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第24条第1項において準用する法第6条第1項の規定により、令和7年度において人事交流を希望する民間企業を次のとおり公募します。

令和7年3月21日

防衛大臣 中谷 元

1 応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫及び相互会社

2 応募手続

(1) 交流派遣（防衛省から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

- ① 交流派遣を希望する防衛省の職員の年齢及び必要な経験
- ② 交流派遣を希望する防衛省の職員の当該民間企業における地位及び業務内容
- ③ 労働契約の期間
- ④ 交流派遣による受入れを希望する防衛省の職員の当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

(2) その雇用する従業員が交流採用（民間企業から防衛省に採用（ただし、自衛官としての交流採用は行わない。））をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

- ① 交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴
- ② 交流採用を希望する民間企業の従業員の防衛省における希望職務内容
- ③ 任用期間
- ④ 交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

3 応募に関する問い合わせ先及び書類提出先

防衛省人事教育局人事計画・補任課 〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
電話番号：03-3268-3111（代表）（内線23553）